

誓約書

申請者（申請を行う者のほか、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人及び堺市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条で定める使用人を含む。）は、次に掲げる堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）第14条第1項第1号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

堺市長 様

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

条例第14条第1項第1号アからキ

ア 第26条又は第27条第1項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）
イ 第27条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る堺市行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）
ウ 土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる、次に掲げる者 ・ 条例第9条の許可の申請前10年間に2回以上条例又は森林法、宅地造成等規制法、大阪府砂防指定地管理条例若しくは大阪府又は大阪府内の市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者 ・ 条例第9条の許可の申請前10年間に2回以上条例第27条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その最後の取消しの日から3年を経過した者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る堺市行政手続条例第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過したものを含む。） ・ 市の区域において、森林法第10条の3、第10条の9第3項若しくは第4項、第38条各項若しくは宅地造成等規制法第14条第2項から第4項まで、第17条（第3項を除く。）、第22条（第3項を除く。）若しくは大阪府砂防指定地管理条例第19条各項又はこれらの規定に相当する大阪府又は大阪府内の市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定による命令を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。） ・ 市の区域において、条例第9条の許可の申請前3年間に2回以上、第2面に掲げる者のいずれかに該当する者 ・ 大阪府又は大阪府内の市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定であって第2面子の規定に相当する規定に違反して第2面子に規定する行為に相当するものを行った者
エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（堺市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）
オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからエまでのいずれかに該当するもの
カ 法人でその役員又は使用人（※）のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの
キ 個人で使用人（※）のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

(※) 使用人とは、次の(あ)、(い)の代表者

(あ) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(い) (あ)のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

ア 土地改良法

- ・法第109条の規定に違反した者

イ 森林法

- ・法第10条の第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者
- ・法第10条の第1項の規定に違反して届出書の提出をしないうで立木を伐採した者
- ・法第15条の規定による届出書の提出をせず、若しくは虚偽の届出書の提出をした者(同条の規定による届出書の提出をせずに森林法施行規則第44条第1項第1号に掲げる行為をした者を除く。)
- ・法第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者若しくは同項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可に付した同法第34条第6項(同法第44条において準用する場合を含む。)の条件に違反して保安林若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者若しくは偽りその他の不正な手段により同法第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けて立木を伐採した者
- ・法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者若しくは同項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可に付した同法第34条第6項(同法第44条において準用する場合を含む。)の条件に違反して立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けて立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- ・法第34条の第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出書の提出をしないうで択伐による立木の伐採をした者

ウ 農地法

- ・法第4条第1項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第5条第1項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者

エ 海岸法

- ・法第7条第1項の規定に違反して同法第3条の規定により指定された海岸保全区域を占用した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第8条第1項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為(海岸法施行令第3条第1項に規定する行為を除く。)をした者、同法第8条第1項の許可に付した条件(同令第3条第1項に規定する行為に係るものを除く。)に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第37条の5の規定に違反して同条各号のいずれかに該当する行為(同令第12条の3第1項に規定する行為を除く。)をした者

オ 自然公園法

- ・法第20条第3項の規定に違反して同項第1号、第2号、第4号若しくは第8号から第10号までに掲げる行為をした者
- ・法第21条第3項の規定に違反して同項第1号(同法第20条第3項第5号から第7号まで、第15号及び第16号に掲げる行為に係るものを除く。)、第3号若しくは第5号に掲げる行為をした者
- ・同法第33条第1項の規定による届出をせず同項各号(第2号、第3号及び第7号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

カ 地すべり等防止法

- ・法第11条第1項の規定に違反して工事を施行した者、同項の承認に付した条件に違反して工事を施行した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の承認を受けて工事を施行した者
- ・法第18条第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者

キ 宅地造成等規制法

- ・法第8条第1項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第12条第1項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第15条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

ク 河川法

- ・法第20条の規定に違反した者、同条の承認に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同条の承認を受けた者

- ・法第25条の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同条の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同条の許可を受けた者

- ・法第26条第1項の規定に違反して工作物の新築、改築若しくは除却をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同項の許可を受けた者

- ・法第27条第1項の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、若しくは竹木の栽植若しくは伐採をした者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同項の許可を受けた者

- ・法第55条第1項の規定に違反して同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域内において同項各号のいずれかに該当する行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同項の許可を受けた者

- ・法第57条第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同項の許可を受けた者

ケ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律

- ・法第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

コ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

- ・法第7条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した条件に違反した者又は偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者

カ 農業振興地域の整備に関する法律

- ・法第15条の第2項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第5項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者

シ 堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例

- ・条例第2条第1項の規定に違反して同項各号(第2号を除く。)に掲げる行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者又は詐欺その他の不正な手段により同項の許可を受けた者

ス 自然環境保全法

- ・法第25条第4項の規定に違反して同項第1号若しくは第2号に掲げる行為(同項第1号に掲げる行為にあつては、同法第17条第1項第5号に掲げる行為を除く。)をした者
- ・同法第28条第1項の規定による届出をせず同項各号(第5号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

セ 大阪府自然環境保全条例

- ・条例第13条第4項の規定に違反して同項各号(第5号、第7号及び第8号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは同条第5項の規定により許可に付せられた条件(同条第4項第5号、第7号及び第8号に係るものを除く。)に違反した者
- ・条例第15条第1項の規定による届出をせず同項各号(第5号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者
- ・条例第18条第1項の規定に違反して同項各号(第5号及び第7号から第9号までを除く。)に掲げる行為をした者若しくは同条第2項において準用する同条第13条第5項の規定により許可に付せられた条件(同条第4項第5号、第7号及び第8号に係るものを除く。)に違反した者

ソ 生産緑地法

- ・法第8条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者

タ 大阪府砂防指定地管理条例

- ・条例第4条第1項の規定に違反して同項各号(第4号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・条例第16条第1項の規定に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の承認を受けた者

チ 堺市土砂埋立て等の規制に関する条例

- ・条例第9条の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他の不正な手段により同条の許可を受けた者
- ・条例第15条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他の不正な手段により同項に規定する変更許可を受けた者
- ・条例第25条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の承認を受けた者
- ・条例第18条第2項、第20条若しくは第21条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- ・条例第21条第1項若しくは第2項の規定に違反してこれらの規定の水質検査を行わず、若しくはこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者